

令和8年度  
国営造成施設総合水利調整管理事業

平鹿平野地区他河川協議資料作成その他検討業務

特別仕様書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

#### 第1-1条

令和8年度国営造成施設総合水利調整管理事業平鹿平野地区他河川協議資料作成その他検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）による他、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書に基づいて実施するものとする。

### (目 的)

#### 第1-2条

本業務は、平鹿平野地区、田沢二期地区の水利権変更に向けて、水収支計算を行うとともに河川協議図書の作成等を行うものである。

### (場 所)

#### 第1-3条

本業務の対象地域は秋田県横手市他3市1町であり、別紙1業務位置図に示すとおりである。

### (一般事項)

#### 第1-4条

業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

### (管理技術者)

#### 第1-5条

管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

### (照査技術者)

#### 第1-6条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 設計共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。
- 1) 業務計画作成時
  - 2) 水収支計算書作成時
  - 3) 河川協議変更図書作成時
  - 4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合
- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-7条

担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条

設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条

受注者は、設計共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、下表の図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

名 称	発 行	制定年月
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）	農林水産省 農村振興局	平成22年7月
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（畑）	農林水産省 農村振興局	平成27年5月

(設計条件)

第2-2条

本業務における対象地区の対象河川、計画基準年、かんがい面積及び最大取水量等は次のとおりである。

- (1) 平鹿平野地区（現行水利権）
 

対象河川	一級河川雄物川水系皆瀬川等
計画基準年	昭和60年

かんがい面積 10,054.9ha  
最大取水量等

期間区分		5月6日から 5月20日まで	5月21日から 9月5日まで	9月6日から 翌年の5月5日まで	年間 総取水量
本取水口	皆瀬頭首工	30.292m <sup>3</sup> /s	15.274m <sup>3</sup> /s	4.000m <sup>3</sup> /s	219,450千m <sup>3</sup>
	成瀬頭首工	5.533m <sup>3</sup> /s	4.370m <sup>3</sup> /s	1.000m <sup>3</sup> /s	60,410千m <sup>3</sup>

(2) 田沢二期地区 (現行水利権)

対象河川 一級河川雄物川水系玉川等  
計画基準年 昭和48年  
かんがい面積 4,689.6ha  
最大取水量等

期間区分		5月6日から 5月20日まで	5月21日から 9月10日まで	9月11日から 翌年の5月5日まで	年間 総取水量	
本取水口兼注水用取水口	抱返頭首工	12.090m <sup>3</sup> /s	10.961m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	97,070千m <sup>3</sup>	
	内訳	本取水用	11.947m <sup>3</sup> /s	10.754m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	95,890千m <sup>3</sup>
		窪堰川注水用	0.143m <sup>3</sup> /s	0.207m <sup>3</sup> /s	-	1,180千m <sup>3</sup>
	神代右岸取水口	2.047m <sup>3</sup> /s	2.011m <sup>3</sup> /s	0.220m <sup>3</sup> /s	19,970千m <sup>3</sup>	
	内訳	本取水用	2.047m <sup>3</sup> /s	1.776m <sup>3</sup> /s	0.220m <sup>3</sup> /s	10,420千m <sup>3</sup>
		院内川注水用	-	0.235m <sup>3</sup> /s	-	550千m <sup>3</sup>
	第二田沢取水口	2.949m <sup>3</sup> /s	2.644m <sup>3</sup> /s	0.150m <sup>3</sup> /s	25,040千m <sup>3</sup>	

(参考図書)

第2-3条

作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるほか下表によるものとする。

名称	発行	制定年月
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会 編集 農林水産省構造改善局 事業計画課	平成5年3月
農業農村整備事業のための 河川協議の実務2020年版	農林水産省農村振興局 整備部水資源課	令和3年9月

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は次のとおりとする。また、この他に必要と認められる資料がある場合は別途貸与するものとする。

分類	貸与資料名	数量
協議図書	国営平鹿平野農業水利事業 河川法第95条協議図書(平成16年8月4日付け同意)	1部
	国営平鹿平野農業水利事業 河川法第95条協議図書(令和6年3月7日付け同意)	1部
	国営田沢二期農業水利事業 河川法第95条協議図書(平成25年1月31日付け同意)	1部
	国営田沢二期農業水利事業 河川法第95条協議図書(平成30年12月5日付け同意)	1部

業務報告書	平成 28 年度国営かんがい排水事業田沢二期地区 農地転用資料作成業務	1 部
	平成 28 年度国営かんがい排水事業田沢二期地区 田沢二期地区河川協議更新図書作成業務	1 部
	令和元年度国営造成施設水利管理事業 平鹿平野地区河川協議方針検討業務	1 部
	令和 2 年度国営造成施設水利管理事業 平鹿平野地区河川協議資料作成業務	1 部
	令和 6 年度国営造成施設総合水利調整管理事業 仙北平野地区他河川協議図書作成その他検討業務	1 部
その他	その他必要と認められる資料	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2 - 5 条

第 2 - 3 条、第 2 - 4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 2 作業項目内訳表に示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 計画準備	1 式	
2. 現地調査	1 式	
3. 平鹿平野地区		
(1) 水収支計算	1 式	
(2) 成瀬ダムへの影響検証	1 式	
(3) 河川協議変更図書の作成	1 式	
4. 田沢二期地区		
(1) 水収支計算	1 式	
(2) 河川流況等への影響検証	1 式	
(3) 河川協議変更図書の作成	1 式	
5. 照査	1 式	
6. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 基礎諸元の決定及び水収支計算の算定にあたっては、監督職員と十分に打合せするとともに、本業務成果が水利権変更協議の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-1条、第2-3条、第2-4条及び設計共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

- (1) 初回 作業着手の段階
- (2) 第2回 中間打合せ(水収支計算実施段階)
- (3) 第3回 中間打合せ(成瀬ダムへの影響検証、河川流況等への影響検証段階)
- (4) 第4回 中間打合せ(河川協議変更図書の作成段階)
- (5) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、上記の打合せの都度、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5F  
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

(要約版の作成)

第5-3条

報告書のとりまとめにあたっては、業務内容の要約版を作成し、報告書に綴じ込むものとする。なお、要約版の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務概要

- (2) 作業内容
- (3) 成果物の内容
- (4) 成果物目録
- (5) 今後、検討を要する課題等
- (6) その他

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりである。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 協議図書添付用図面等の新たな作成が必要となった場合
- (8) 他地区の河川協議において、説明資料等の作成が必要となった場合
- (9) 流量観測を変更追加する場合
- (10) その他

## 第7章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

### 第7-1条

- 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して

定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8) 4) 及び7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9) 業務スライドの試行に係る運用については、1) に記載の通知に基づくものとする。

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

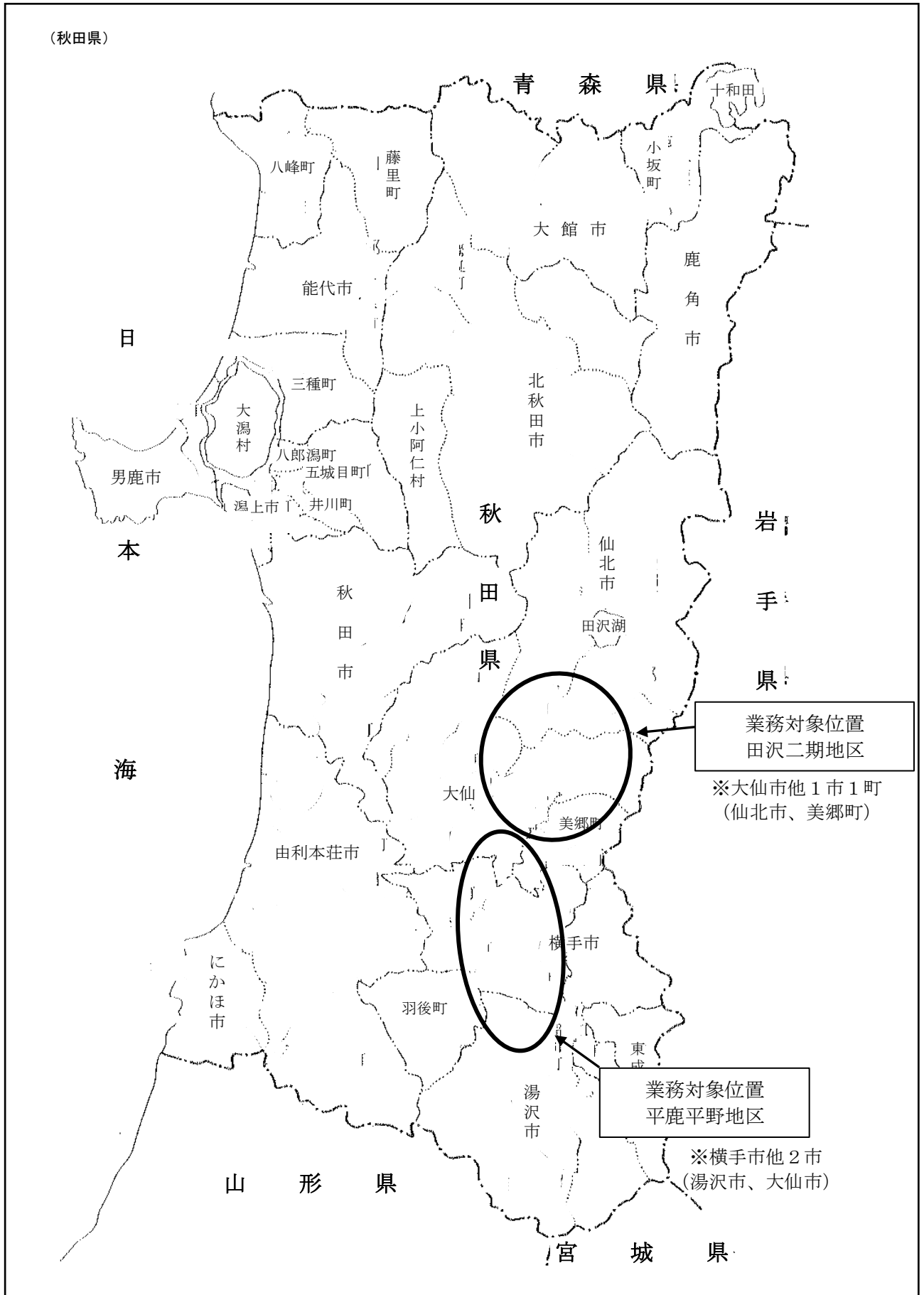
### 第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1

令和8年度

国営造成施設総合水利調整管理事業  
平鹿平野地区他河川協議資料作成その他検討業務  
<業務位置図>



別紙2 作業項目内訳表

【設計業務】

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 計画準備	平鹿平野地区、田沢二期地区の既存の河川協議資料等について把握し、作業計画を立案する。	○	
2. 現地調査	平鹿平野地区、田沢二期地区について、河川協議資料等を作成するために必要な現地調査を行う。	○	
3. 平鹿平野地区 (1) 水収支計算	発注者が貸与する過年度業務の水収支計算結果を基に、計画基準年（S60）における地区内半旬毎の水収支計算を行う。水収支計算の検討は2ケース程度を想定している。 また、上記の水収支計算結果を基に、河川水収支計算を行い、成瀬ダム依存量、確保容量を算定する。 なお、過年度業務で作成した水収支計算プログラムを貸与する。	○	
(2) 成瀬ダムへの影響検証	上記3（1）の検討結果を基に、代かき期間の変更に伴う成瀬ダム確保容量への影響検証結果について取りまとめを行う。	○	
(3) 河川協議変更図書の作成	現行河川協議図書を基に、水利使用変更協議書（案）、河川協議変更図書（案）を作成する。	○	
4. 田沢二期地区 (1) 水収支計算	発注者が貸与する過年度業務の水収支計算結果を基に、計画基準年（S48）における地区内半旬毎の水収支計算を行う。水収支計算の検討は2ケース程度を想定している。 なお、過年度業務で作成した水収支計算プログラムを貸与する。	○	
(2) 河川流況等への影響検証	上記4（1）及び（2）の検討結果を基に、代かき期間の変更に伴う河川流況等への影響検証結果について取りまとめを行う。	○	
(3) 河川協議変更図書の作成	現行河川協議図書を基に、水利使用変更協議書（案）、河川協議変更図書（案）を作成する。	○	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
6. 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

作業実施欄の○は本業務で計上している項目である。